

交通政策審議会海事分科会船員部会
漁業（いか釣り）最低賃金専門部会 議事次第

令和7年1月22日（水）

13：30～15：00

3号館11階特別会議室

1. 開 会

2. 議 事

議題1. 専門部会長の選任について

議題2. 漁業（いか釣り）最低賃金を取り巻く状況について

議題3. 漁業（いか釣り）最低賃金の額の決定について

3. 閉 会

漁業（いか釣り）最低賃金専門部会委員名簿
（敬称略、五十音順）

（公益を代表する委員）

河野真理子 早稲田大学法学学術院 教授

野川 忍 明治大学専門職大学院法務研究科 教授

（関係船員を代表する委員）

釜石 隆志 全日本海員組合 水産局水産部専任部長

漢那 太作 全日本海員組合 水産局水産部長

（関係使用者を代表する委員）

中津 達也 （一社）全国いか釣り漁業協会 会長

谷地 充晴 株式会社ヤマツ谷地商店 代表取締役社長

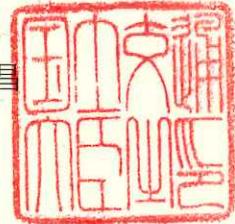
配布資料一覧

- 資料1 交通政策審議会への諮問について
諮問第464号「船員に関する特定最低賃金（いか釣り）最低賃金の改正について」
- 資料2 漁業に関する特定最低賃金の拡大について（答申）
- 資料3 漁業（大型いか釣り）最低賃金（平成19年11月30日平成19年国土交通省最低賃金公示第3号）
- 資料4 いか釣り漁業の概要
- 資料5 漁業（いか釣り）船員賃金実態調査
- 資料6 最低賃金の額の決定に係る参考資料
- ・ 漁業（大型いか釣り）の最低賃金の改正状況
 - ・ 漁業（かつお・まぐろ）の最低賃金の改正状況
 - ・ 漁業最低賃金決定状況（地方運輸局長等関係）
 - ・ 費目別、世帯人員別標準生計費（令和6年4月）
 - ・ 消費者物価指数（10大費目）
 - ・ 決定方式、産業別最低賃金の決定件数、適用使用者数及び適用労働者数
 - ・ 地域別・産業別最低賃金の全国加重平均額
 - ・ 地域別最低賃金額改定の目安の推移
 - ・ 令和6年度 地域別最低賃金 答申状況
 - ・ 給与勧告の実施状況等

国海員第 2 4 9 号
令和 6 年 1 1 月 2 1 日

交通政策審議会
会長 橋本 英二 殿

国土交通大臣
中野 洋昌



交通政策審議会への諮問について

最低賃金法（昭和 3 4 年法律第 1 3 7 号）第 3 5 条第 7 項の規定に基づき、
下記事項について諮問する。

記

諮問第 4 6 4 号

船員に関する特定最低賃金（漁業（いか釣り）最低賃金）について

諮問理由

漁業（大型いか釣り）最低賃金（平成 1 9 年国土交通省最低賃金公示第 3 号）
を、中型いか釣り漁業を含む業種へ拡大し、漁業（いか釣り）最低賃金とする
方向で決定することが適当であるとの答申（令和 6 年 1 1 月 7 日付国交政審（海）
第 2 8 号）を受け、漁業（いか釣り）の最低賃金の額を決定することについて、
最低賃金法第 3 5 条第 7 項の規定に基づき、交通政策審議会の意見を聴く必要
があるため。

国交政審(海)第28号

令和6年11月7日

国土交通大臣

齊藤 鉄夫 殿

交通政策審議会

会長 橋本 英二

漁業に関する特定最低賃金の拡大について

交通政策審議会は、国土交通大臣諮問第458号をもって本審議会に諮問された標記について、下記のとおり答申する。

記

I. 現在の最低賃金の設定業種である「漁業（大型いか釣り）最低賃金」を、中型いか釣り漁業を含む業種へ拡大し、以下のとおり「漁業（いか釣り）最低賃金」とする方向で、今後、最低賃金について決定することが適当である。

1 適用する地域

全国

2 適用する使用者

船員法（昭和22年法律第100号）第1条に規定する船舶であって、いか釣り漁業（漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）第2条第17号に掲げる漁業をいう。）の用に供する漁船の船舶所有者（船員法第5条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）

3 適用する船員

前項の使用者に雇用されている船員であって、同項の船舶に乗り組む者。ただし、

見習い、未経験又は年少などの理由により第5項に掲げる1人歩船員に達しないとみなされる船員は、除くものとする。

4 適用する期間

いか釣り漁業に係る雇入契約期間とする。ただし、雇入契約において報酬の一部又は全部が歩合によって支払われる船員については、その歩合給の算定の基礎となる期間とする。

5 第3項の船員に係る最低賃金額

(略)

6 最低賃金に算入しない賃金

- (1) 通常の労働日以外の日の労働及び通常の労働時間を超えた時間の労働に対し支払われる割増手当
- (2) 通常の労働以外の臨時的に行う労働に対し支払われている作業手当、欠員手当など
- (3) 予期していない事由に基づき支払われる災害の場合の一時金及び支給条件はあらかじめ確定されているが、支給事由の発生が不確定であり、かつ、まれに支払われる結婚手当、退職手当など
- (4) 1か月を超える期間ごとに支払われる夏期・年末手当、賞与、その他これに準ずる賃金
- (5) 通勤手当及び実費弁償として支払われる交通費、旅費、その他これに類するもの

II. 現在の最低賃金の設定業種である「九州漁業（沖合底びき網）最低賃金」を、以西底びき網漁業を含む業種へ拡大し、以下のとおり「九州漁業（底びき網）最低賃金」とする方向で、今後、最低賃金について決定することが適当である。

1 適用する地域

九州運輸局の管轄区域

2 適用する使用者

前項の地域内に主たる労務管理の事務を行う事務所を有する船員法（昭和22年法律第100号）第1条に規定する船舶の船舶所有者（船員法第5条の規定に基づき、

船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。)のうち、底びき網漁業(漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和38年農林省令第5号)第2条第1号及び第2号に掲げる漁業をいう。)の用に供する漁船の船舶所有者

3 適用する船員

前項の使用者に雇用されている船員であって、同項の船舶に乗り組む者。ただし、見習い、未経験又は年少などの理由により第5項に掲げる1人歩船員に達しないとみなされる船員は、除くものとする。

4 適用する期間

底びき網漁業に係る雇入契約期間とする。ただし、雇入契約において報酬の一部又は全部が歩合によって支払われる船員については、その歩合給の算定の基礎となる期間とする。

5 第3項の船員に係る最低賃金額

(略)

6 最低賃金に算入しない賃金

- (1) 通常の労働日以外の日の労働及び通常の労働時間を超えた時間の労働に対し支払われる割増手当
- (2) 通常の労働以外の臨時的に行う労働に対し支払われている作業手当、欠員手当など
- (3) 予期していない事由に基づき支払われる災害の場合の一時金及び支給条件はあらかじめ確定されているが、支給事由の発生が不確定であり、かつ、まれに支払われる結婚手当、退職手当など
- (4) 1か月を超える期間ごとに支払われる夏期・年末手当、賞与、その他これに準ずる賃金
- (5) 通勤手当及び実費弁償として支払われる交通費、旅費、その他これに類するもの

Ⅲ. 漁業(いか釣り)及び九州漁業(底びき網)以外の漁業への拡大について

最低賃金法(昭和34年法律第137号)は、労働基準法(昭和22年法律第49号)適用の陸上労働者と同様に、船員法適用の船員についてもすべからく適用されている。

今般、漁業業種の拡大が図られ、最低賃金額が設定される対象者が拡大されたとしても、依然として、最低賃金額が定められていない漁船員が多く存在する状況にある。

このような事態を改善するため、全ての漁船員について、最低賃金額を定めることに向けた検討の場を設置し、早急に検討が進められることが望まれる。

漁業（大型いか釣り）最低賃金

平成19年11月30日	平成19年国土交通省最低賃金公示第3号
一部改正平成20年12月1日	平成20年国土交通省最低賃金公示第2号
一部改正平成22年1月29日	平成22年国土交通省最低賃金公示第1号
一部改正平成23年1月21日	平成23年国土交通省最低賃金公示第1号
一部改正平成23年12月8日	平成23年国土交通省最低賃金公示第3号
一部改正平成24年11月20日	平成24年国土交通省最低賃金公示第2号
一部改正平成26年3月3日	平成26年国土交通省最低賃金公示第2号
一部改正平成26年11月20日	平成26年国土交通省最低賃金公示第4号

1 適用する地域

全国

2 適用する使用者

船員法（昭和22年法律第100号）第1条に規定する船舶であって、大型いか釣り漁業（漁業法第52条第1項の指定漁業を定める政令（昭和38年政令第6号）第1項第13号に掲げる漁業のうち、総トン数200トン以上の動力漁船により、釣りによっていかをとることを目的とする漁業をいう。）の用に供する漁船の船舶所有者（船員法第5条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）

3 適用する船員

前項の使用者に雇用されている船員であって、同項の船舶に乗り組む者。ただし、見習い、未経験又は年少などの理由により下記5に掲げる1人歩船員に達しないとみなされる船員は、除くものとする。

4 適用する期間

大型いか釣り漁業に係る雇入契約期間とする。ただし、雇入契約において報酬の一部又は全部が歩合によって支払われる船員については、その歩合給の算定の基礎となる期間とする。

5 第3項の船員に係る最低賃金額

月額	1人歩船員	203,300円 (月払いとする。)
----	-------	-----------------------

この場合において、1人歩船員とは、雇入契約において報酬の一部又は全部が歩合によって支払われる場合に、歩合給の算定に当たって、1人歩、1人代その他名称の如何を問わず基準となる配分単位1単位を有すると認められる船員又はこれと同程度の船員をいうものとする。

6 最低賃金に算入しない賃金

- (1) 通常の労働日以外の日の労働及び通常の労働時間を超えた時間の労働に対し支払われる割増手当
- (2) 通常の労働以外の臨時的に行う労働に対し支払われている作業手当、欠員手当など
- (3) 予期していない事由に基づき支払われる災害の場合の一時金及び支給条件はあらかじめ確定されているが、支給事由の発生が不確定であり、かつ、まれに支払われる結婚手当、退職手当など
- (4) 1か月を超える期間ごとに支払われる夏期・年末手当、賞与、その他これに準ずる賃金
- (5) 通勤手当及び実費弁償として支払われる交通費、旅費、その他これに類するもの

附 則（平成19年国土交通省最低賃金公示第3号）
この公示は、平成19年12月30日から効力を生ずる。

附 則（平成20年国土交通省最低賃金公示第2号）
この公示は、平成20年12月31日から効力を生ずる。

附 則（平成22年国土交通省最低賃金公示第1号）
この公示は、平成22年2月28日から効力を生ずる。

附 則（平成23年国土交通省最低賃金公示第1号）
この公示は、平成23年2月20日から効力を生ずる。

附 則（平成23年国土交通省最低賃金公示第3号）
この公示は、平成24年1月7日から効力を生ずる。

附 則（平成24年国土交通省最低賃金公示第2号）
この公示は、平成24年12月19日から効力を生ずる。

附 則（平成26年国土交通省最低賃金公示第2号）
この公示は、平成26年4月2日から効力を生ずる。

附 則（平成26年国土交通省最低賃金公示第4号）
この公示は、平成26年12月20日から効力を生ずる。

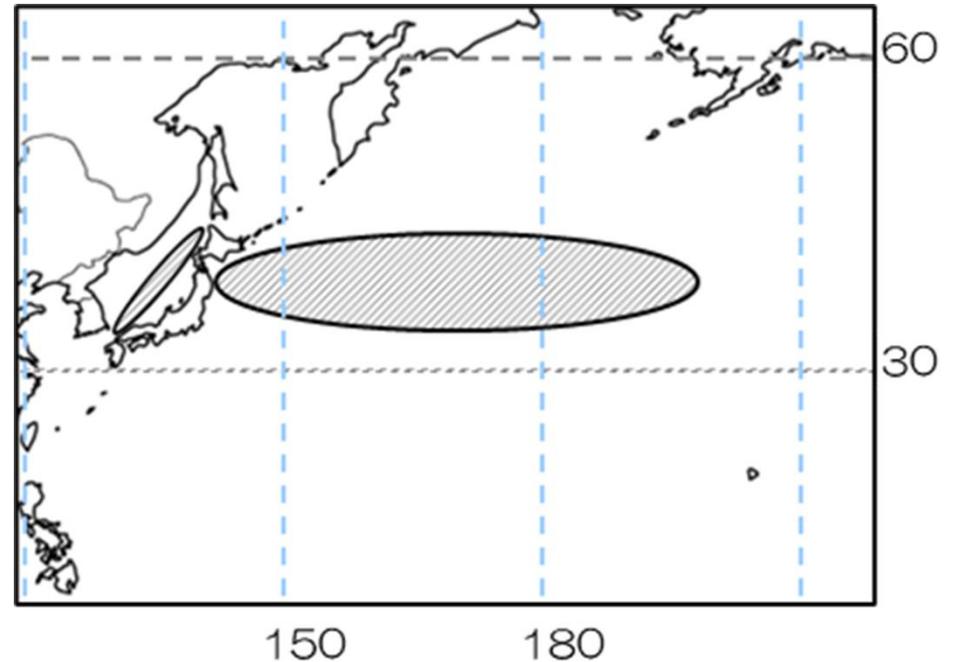
- いか釣り漁業は、総トン数30トン以上の動力漁船により釣りによっていかをとることを目的とした漁業で、昭和47年から承認漁業とされ、平成14年から大臣許可漁業とされている。（※ 平成14年に「中型いか釣り漁業」と「大型いか釣り漁業」を「いか釣り漁業」として許可を統合。）
- 6月頃～翌年2月末の間に、日本海、北太平洋のEEZ及び太平洋公海域等で操業しており、現在、許可隻数は46隻。（うち、旧中型いか釣り漁船の許可隻数は40隻。）

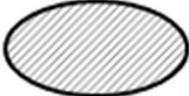
●いか釣り漁業の操業概念図



日没前に漁場に到着し、夜間に集魚灯を点灯し、それに集まったイカを自動いか釣り機で漁獲する。

●いか釣り漁業者の操業海域



 主な操業海域

- 漁 期：6月頃～翌2月末まで（許可期間：周年）
- 操業海域：日本海、太平洋のEEZ及び太平洋公海域等

●いか釣り漁業（大臣管理）の許可隻数の推移

	2019	2020	2021	2022	2023	2024
許可隻数	88	71	69	59	47	46
うち大型船(200トン～)	8	7	7	6	6	6
うち中型船(30～199トン)	80	64	62	53	41	40

令和6年1月1日時点

いか釣り漁業（②生産の動向）

- いか釣り漁業においては、スルメイカ、アカイカを主に漁獲。近年スルメイカの漁獲が非常に低調であり、燃料費等のコスト上昇などの影響もあり、経営は悪化。
- 主な漁獲物であるスルメイカの近年の漁獲量が大幅に減少したことから、いか釣り漁業の漁獲量は低調。
- 経営安定を図る観点から、約7割のいか釣り漁船で、太平洋公海域でアカイカを漁獲対象とした操業を実施。

●いか釣り漁業（大臣管理）の魚種別漁獲量（令和5年）

魚種	比率
スルメイカ	29.4%
アカイカ	70.6%
その他	0%

資料：水産庁調べから作成。



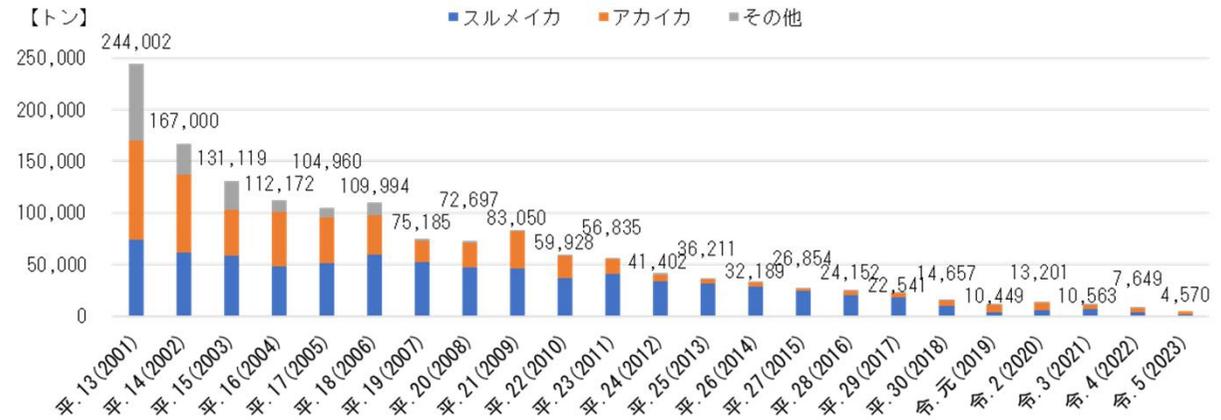
スルメイカ



アカイカ

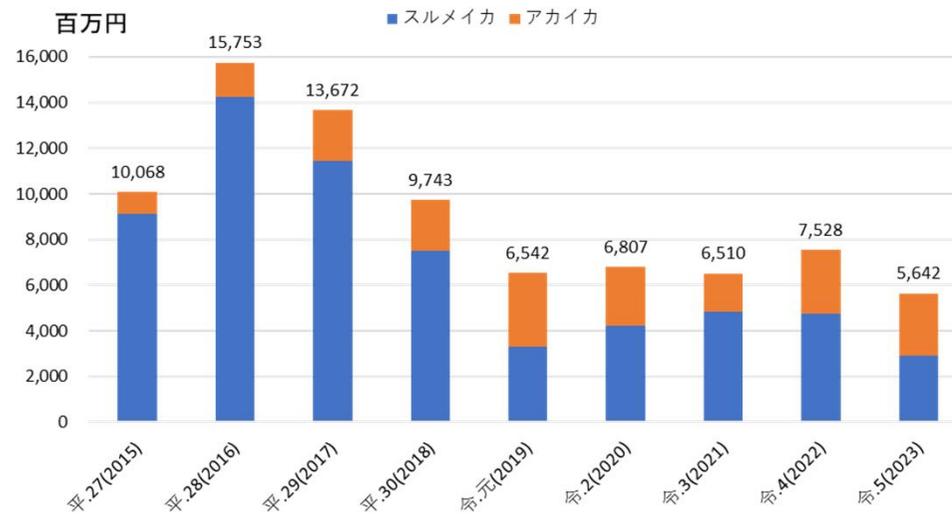
出典：国立研究開発法人 水産研究・教育機構

●いか釣り漁業の漁獲量の推移



資料：農林水産省「漁業・養殖業生産統計」（令和5年の漁獲量は水産庁調べ）から作成。

●いか釣り漁業の漁獲金額の推移



資料：一般社団法人 漁業情報サービスセンター「水産物流通調査」から、冷凍スルメイカ及び冷凍アカイカの金額から作成。

漁業(いか釣り)船員賃金実態調査

1. いか釣り漁業の漁船に乗り組む船員のうち、1人歩又は1人歩以上で最も1人歩に近い乗組員に対して、令和5年1月～令和5年12月までの1年間の乗船中における月額給与を調査集計したものである。

2. 賃金の支払い形態及び船舶隻数

漁種	組 織				未 組 織				計			
	固 + 歩	固 定	全 歩 合	計	固 + 歩	固 定	全 歩 合	計	固 + 歩	固 定	全 歩 合	計
いか釣り	28	0	3	31	4	0	1	5	32	0	4	36

(賃金実態調査の集計方法)

大型いか釣りは、運輸局より全事業者に対して、中型いか釣りは、(一社)全国いか釣り漁業協会経由で全事業者に対して調査を実施。

いか釣り漁業
(乗組員の1人歩(持代数1.0)の月額報酬額)

(円)

NO	本給(基本給)	歩合給	計
1		1,158,677	1,209,488
2	300,000	540,446	840,446
3	119,000	592,219	780,969
4	300,000	459,184	759,184
5	60,000	554,666	673,221
6	60,000	533,537	651,997
7	300,000	333,252	633,252
8		560,930	604,355
9		603,429	603,429
10	450,000	110,385	560,385
11	60,000	423,450	541,350
12	60,000	403,410	521,310
13	53,289	382,652	490,441
14		482,932	482,932
15	60,000	335,100	453,000
16	60,000	313,110	431,010
17	124,600	219,222	430,232
18	60,000	304,290	422,190
19	60,000	300,150	418,050
20	300,000	110,874	410,874
21	60,000	291,960	409,860
22	60,000	291,900	409,800
23	60,000	276,500	394,400
24	300,000	70,847	370,847
25	60,000	234,690	352,590
26		350,000	350,000

NO	本給(基本給)	歩合給	計
27	196,000	71,600	335,100
28	60,000	208,470	326,370
29	60,000	205,710	323,610
30	300,000	21,028	321,028
31	60,000	191,600	309,500
32	300,000		300,000
33	300,000		300,000
34	300,000		300,000
35	300,000		300,000
36	60,000	163,376	281,276

(集計項目説明)

- (1) 支払われた報酬のうち基本となる固定的給与は本給(基本給)欄に、歩合給については歩合給欄に記入。
- (2) 表中の「計」欄は、本給、歩合給、家族手当、職務手当、その他恒常的に支払われる手当及び航海日当の合計である。

最低賃金の額の決定に係る参考資料

漁業(大型いか釣り)の最低賃金の改正状況

年 度	決定事項	最低賃金額
平成12年度	1,700円UP① (3年間で5,000円是正)※	193,500円
平成13年度	1,700円UP②	195,200円
平成14年度	据え置き	195,200円
平成15年度	据え置き	195,200円
平成16年度	据え置き	195,200円
平成17年度	据え置き	195,200円
平成18年度	据え置き	195,200円
平成19年度	400円UP③	195,600円
平成20年度	400円UP④	196,000円
平成21年度	400円UP⑤	196,400円
平成22年度	200円UP⑥	196,600円
平成23年度	100円UP⑦	196,700円
平成24年度	100円UP⑧	196,800円
平成25年度	6,300円UP	203,100円
平成26年度	200円UP	203,300円

※ 平成12年度決定(5,000円)の対応状況

\leftarrow 1,700円 \rightarrow	\leftarrow 1,700円 \rightarrow	\leftarrow 1,600円 \rightarrow
①	②	③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧
		400 400 400 200 100

↑
100

漁業(かつお・まぐろ)の最低賃金の改正状況

年 度	決定事項	最低賃金額	備考欄
平成13年度	200円UP	192, 000円	漁業(遠洋まぐろ)
平成14年度	据え置き	192, 000円	"
平成15年度	据え置き	192, 000円	"
平成16年度	据え置き	192, 000円	"
平成17年度	据え置き	192, 000円	"
平成18年度	据え置き	192, 000円	"
平成19年度	200円UP	192, 200円	"
平成20年度	据え置き	192, 200円	"
平成21年度	据え置き	192, 200円	"
平成22年度	据え置き	192, 200円	"
平成23年度	300円UP	192, 500円	"
平成24年度	200円UP	192, 700円	"
平成25年度	6, 300円UP	199, 000円	"
平成26年度	300円UP	199, 300円	"
令和4年度	最低賃金設定	199, 300円	漁業(かつお・まぐろ)
令和5年度	4, 000円UP	203, 300円	"
令和6年度	(10, 000円UP)	(213, 300円)	意見公示期間中のため 未決定

漁業最低賃金決定状況（地方運輸局長等関係）

（単位：円）

区分	漁業（沖合底びき網）		漁業（大中型まき網）	
	決定公示 年 月 日	最低賃金額	決定公示 年 月 日	最低賃金額
北海道	R6.3.11	206,500	H27.3.20	195,300
東北	R6.3.1	209,700	R6.3.1	208,200 ※2 194,350
関東	R6.3.1	200,000	R6.3.1	200,500
北陸信越	R6.3.5	212,100	R6.3.5	212,100
中部	R6.3.29	214,000	R6.3.29	216,000
近畿	R6.3.18	209,500	H11.1.20	191,800
神戸	R6.3.18	215,600	/	/
中国	R6.3.1	203,300 ※1 189,500	R6.3.1	203,300
四国	R6.3.5	191,800	R6.3.5	203,300 ※3 199,300
九州	R6.4.22	192,200	R6.4.22	203,300
沖縄	/	/	/	/

- ※1 鳥取県、島根県及び山口県に主たる船員の労務管理の事務所を有する者に雇用されている船員であって、2そうびき沖合底びき網漁業の漁船に乗り組む者に適用する。
- ※2 青森県八戸市に主たる船員の労務管理の事務所を有する2そうまき・まき網漁業の用に供する漁船の船舶所有者に雇用されている船員に適用する。
- ※3 愛媛県内に主たる船員の労務管理の事務を行う事務所を有する者に雇用されている船員であって、もっぱら豊後水道海域において操業する船舶に乗り組む者に適用する。

費目別、世帯人員別標準生計費(令和6年4月)

単位:円

世帯人員 費目	1人	2人	3人	4人	5人
食料費	32,960 (33,220) -260	41,900 (33,500) 8,400	54,450 (52,750) 1,700	67,010 (72,000) -4,990	79,570 (91,240) -11,670
住居関係費	45,350 (46,640) -1,290	50,820 (49,610) 1,210	46,850 (45,080) 1,770	42,880 (40,550) 2,330	38,910 (36,020) 2,890
被服・履物費	5,970 (5,760) 210	5,580 (3,920) 1,660	8,510 (6,340) 2,170	11,450 (8,760) 2,690	14,390 (11,180) 3,210
雑費Ⅰ	24,220 (24,830) -610	33,210 (25,830) 7,380	50,890 (49,460) 1,430	68,590 (73,090) -4,500	86,280 (96,720) -10,440
雑費Ⅱ	10,610 (10,460) 150	19,130 (12,220) 6,910	24,040 (16,990) 7,050	28,960 (21,770) 7,190	33,870 (26,540) 7,330
計	119,110	150,640	184,740	218,890	253,020
前年	120,910	125,080	170,620	216,170	261,700
対前年増減	-1,800	25,560	14,120	2,720	-8,680
対前年比 (前年100)	98.5	120.4	108.3	101.3	96.7

※ 費目欄の()の数字は、前年金額を示す。

※ 費目欄の下段は、対前年との差額を示す。

※ 各費目の構成項目

食料費 食料

住居関係費 住居、光熱・水道、家具・家事用品

被服・履物費 被服及び履物

雑費Ⅰ 保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽

雑費Ⅱ その他の消費支出(諸雑費、こづかい、交際費、仕送り金)

資料出所:「令和5年人事院勧告(参考資料)」

「令和6年人事院勧告(各種調査等の結果詳細)」

消費者物価指数（10大費目）

年平均	総合	食料	住居	光熱・水道	家具・家事用品	被服及び履物	保健医療	交通・通信	教育	教養娯楽	諸雑費	
ウエイト	10000	2626	2149	693	387	353	477	1493	304	911	607	
指数・2年100	令和元年	100.0	98.7	99.4	102.5	97.7	98.9	99.7	100.2	108.4	100.6	102.1
	2年	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	3年	99.8	100.0	100.6	101.3	101.7	100.4	99.6	95.0	100.0	101.6	101.1
	4年	102.3	104.5	101.3	116.3	105.5	102.0	99.3	93.5	100.9	102.7	102.2
	5年	105.6	112.9	102.4	108.5	113.8	105.7	101.2	95.8	102.1	107.1	103.7
対前年比・%	令和元年	0.5	0.4	0.3	2.3	2.2	0.4	0.7	△ 0.7	△ 1.5	1.6	0.0
	2年	0.0	1.4	0.6	△ 2.4	2.3	1.1	0.3	△ 0.2	△ 7.8	△ 0.6	△ 2.0
	3年	△ 0.2	0.0	0.6	1.3	1.7	0.4	△ 0.4	△ 5.0	0.0	1.6	1.1
	4年	2.5	4.5	0.6	14.8	3.8	1.6	△ 0.3	△ 1.5	0.9	1.1	1.1
	5年	3.2	8.1	1.1	△ 6.7	7.9	3.6	1.9	2.5	1.2	4.3	1.4
月別指数・2年100	05年1月	104.7	109.5	102	124.5	108.5	102.6	99.7	94.4	101	103	102.9
	2月	104	110	102.1	110.8	109.2	103.2	100.3	94.3	101.3	103.4	103.2
	3月	104.4	110.4	102.1	110.2	111.4	104.6	100.7	94.6	101.4	104.5	103.3
	4月	105.1	111.6	102.2	109.9	114.1	106.3	100.6	94.6	102.4	106.3	103.3
	5月	105.1	112.2	102.3	105.6	115.2	106.3	101.1	94.9	102.4	107.1	103.4
	6月	105.2	112.2	102.3	108	114.8	106.1	101.3	94.9	102.4	105.9	103.6
	7月	105.7	113.1	102.4	105.8	115.3	104.8	101.3	96.4	102.4	108.1	103.5
	8月	105.9	113.5	102.4	103.4	114.4	104	101.4	97.4	102.4	110.1	104.1
	9月	106.2	115	102.5	101.5	115	107.1	101.6	97.3	102.4	108.6	104.2
	10月	107.1	116.3	102.5	107.7	116.2	107.5	101.9	97.2	102.4	109.6	104.2
	11月	106.9	115.6	102.6	107.2	116.3	108	102.2	96.9	102.4	109.2	104.2
	12月	106.8	115.2	102.6	107.1	115.7	107.4	102	97.1	102.4	109.8	104.1
	06年1月	106.9	115.7	102.7	107.2	115.6	105.7	102.1	97.2	102.4	110.0	104.1
	2月	106.9	115.3	102.8	107.4	114.8	105.9	102.1	97.0	102.6	111.0	104.3
3月	107.2	115.7	102.8	108.3	114.9	107.0	102.2	96.9	102.7	112.1	104.4	

資料出所：総務省統計局「2020年基準 消費者物価指数(全国)」

決定方式、産業別最低賃金の決定件数、適用使用者数及び適用労働者数

1. 決定方式別の最低賃金決定件数及び適用労働者数

(R6.3末現在)

決定方式	決定件数	適用労働者数 (百人)
最低賃金審議会の調査審議に基づく最低賃金(法第16条)	271	—
(1) 地域別最低賃金	47	—
(2) 産業別最低賃金	224	28,333
イ 新産業別最低賃金	222	28,315
① 厚生労働大臣決定分	0	0
② 都道府県労働局長決定分	222	28,315
ロ 従来の産業別最低賃金	2	18
① 厚生労働大臣決定分	1	4
② 都道府県労働局長決定分	1	14

下記2-1

下記2-2

2. 産業別最低賃金の決定件数、適用使用者数及び適用労働者数

2-1 新産業別最低賃金

(R6.3末現在)

業種	決定件数	適用使用者数 (百人)	適用労働者数 (百人)	
製造業	食料品・飲料製造業関係	5	3	143
	繊維工業関係	5	6	126
	木材・木製品製造業関係	1	1	6
	パルプ・紙・紙加工品製造業関係	2	1	77
	印刷・同関連産業関係	1	3	33
	塗料製造業関係	4	1	61
	ゴム製品製造業関係	1	1	42
	窯業・土石製品製造業関係	4	3	101
	鉄鋼業関係	20	29	1,398
	非鉄金属製造業関係	9	8	411
	金属製品製造業関係	4	8	108
	一般機械器具製造業関係	25	216	4,993
	精密機械器具製造業関係	7	7	222
	電気機械器具製造業関係	45	198	8,377
輸送用機械器具製造業関係	33	134	8,271	
小計	166	619	24,369	
非製造業	新聞・出版業関係	1	1	5
	各種商品小売業関係	30	14	1,981
	自動車小売業関係	23	198	1,908
	自動車整備業関係	1	10	31
	道路貨物運送業関係	1	3	21
小計	56	226	3,946	
合計	222	845	28,315	

2-2 従来の産業別最低賃金

(R6.3末現在)

業種	決定件数	適用使用者数 (百人)	適用労働者数 (百人)
木材・木製品・家具・装備品製造業関係	1	3	14
全国非金属鉱業(厚生労働大臣決定)関係	1	1	4
合計	2	4	18

- 注： 1 複数の業種にまたがって設定されているものについては、主な業種に計上している。
 2 適用使用者数及び適用労働者数は、令和3年経済センサス活動調査等に基づき推計した数値である。
 3 適用使用者数及び適用労働者数は、100人未満の数値を四捨五入した数値。ただし、合計が50人未満の場合は全て「1(百人)」としている。
 4 全国非金属鉱業(厚生労働大臣決定)関係の適用使用者数・適用労働者数については平成元年のもの。

資料出所：「令和6年度版最低賃金決定要覧(労働調査会出版局編)」

地域別・産業別最低賃金の全国加重平均額（令和6年3月末現在）

単位：円（件数）

事 項 別		年 度			
		令和5年度	令和4年度		
地 域 別 最 低 賃 金		1,004 (47)	961 (47)		
対前年度上昇率 (%)		4.47	3.33		
特 定 最 低 賃 金 （※1、2）	新 産 業 別 最 低 賃 金	製 造 業	食料品・飲料製造業関係	876 (5)	829 (7)
			繊維工業関係	800 (5)	799 (5)
			木材・木製品製造業関係	876 (1)	876 (1)
			パルプ・紙・紙加工品製造業関係	857 (2)	845 (1)
			印刷・同関連産業関係	850 (1)	850 (1)
			塗料製造業関係	1,026 (4)	988 (4)
			ゴム製品製造業関係	915 (1)	915 (1)
			窯業・土石製品製造業関係	966 (4)	938 (4)
			鉄鋼業関係	1,038 (20)	999 (20)
			非鉄金属製造業関係	918 (9)	901 (9)
	非 製 造 業	業	金属製品製造業関係	962 (4)	937 (4)
			一般機械器具製造業関係	981 (25)	956 (25)
			精密機械器具製造業関係	973 (7)	939 (7)
			電気機械器具製造業関係	960 (45)	930 (45)
			輸送用機械器具製造業関係	1,002 (33)	972 (33)
			小 計	981 (166)	952 (168)
			新聞・出版業関係	879 (1)	879 (1)
			各種商品小売業関係	862 (30)	849 (30)
			自動車小売業関係	952 (23)	923 (23)
			自動車整備業関係	965 (1)	923 (1)
道路貨物運送業関係	910 (1)	910 (1)			
小 計	906 (56)	887 (56)			
合 計	970 (222)	943 (224)			
対前年度上昇率 (%)		2.86	2.17		
旧 産 業 別 最 低 賃 金		816 (1)	816 (1)		
総 合 計		970 (223)	942 (225)		

※1 本表の金額は、各都道府県に設定されている特定最低賃金の全国加重平均時間額であり、()内は設定件数である。

※2 複数の業種にまたがって設定されているものについては、主な業種に計上している。

全国を適用地域とする新産業別最低賃金 （厚生労働大臣決定）	(0)	(0)
全国を適用地域とする旧産業別最低賃金 （厚生労働大臣決定）	(日 額) 5,772	(日 額) 5,772

資料出所：「令和6年度版最低賃金決定要覧（労働調査会出版局編）」

地域別最低賃金額改定の目安の推移

単位：円（％）

ランク (注1、2) 年度	Aランク		Bランク		Cランク		Dランク		平均 引上げ率
	引上げ 額	引上げ 率	引上げ 額	引上げ 率	引上げ 額	引上げ 率	引上げ 額	引上げ 率	
平成19年度	19	(2.69)	14	(2.09)	9 ～ 10	(1.39) ～ (1.54)	6 ～ 7	(0.98) ～ (1.14)	(1.62)
平成20年度	15	(2.07)	11	(1.61)	10	(1.52)	7	(1.13)	(1.48)
平成21年度	最低賃金が生活保護水準を下回る地域については、答申において示された乖離額の解消に関する考え方により算出される金額 その他の地域については、現行水準の維持を基本として引上げ額の目安は示さないことが適当								
平成22年度	原則として下記「1.」の金額 最低賃金が生活保護水準を下回る地域については、「1.」と「2.」を比較して大きい方の金額 1. A～Dランクですべて10円 2. 答申において示された、乖離額の解消に関する考え方により算出された金額								
平成23年度	下記「1.」の金額とするが、最低賃金が生活保護水準を下回る地域については、「1.」と「2.」を比較して大きい方の金額 1. Aランク4円、B～Dランク1円 2. 答申において示された乖離額の解消に関する考え方を参酌し、各地方最低賃金審議会が定めた額								
平成24年度	下記「1.」の金額とするが、最低賃金が生活保護水準を下回る地域については、「1.」と「2.」を比較して大きい方の金額 1. Aランク5円、B～Dランク4円 2. 答申において示された乖離額の解消に関する考え方を参酌し、各地方最低賃金審議会が定めた額								
平成25年度	下記「1.」の金額とするが、最低賃金が生活保護水準を下回る地域については、「1.」と「2.」を比較して大きい方の金額 1. Aランク19円、Bランク12円、C・Dランク10円 2. 答申において示された乖離額の解消に関する考え方を参酌し、各地方最低賃金審議会が定めた額								
平成26年度	下記「1.」の金額とするが、最低賃金が生活保護水準を下回る地域については、「1.」と「2.」を比較して大きい方の金額 1. Aランク19円、Bランク15円、Cランク14円、Dランク13円 2. 答申において示された乖離額の解消に関する考え方を参酌し、各地方最低賃金審議会が定めた額								
平成27年度	下記「1.」の金額とする 1. Aランク19円、Bランク18円、C・Dランク16円								
平成28年度	下記「1.」の金額とする 1. Aランク25円、Bランク24円、Cランク22円、Dランク21円								
平成29年度	下記「1.」の金額とする 1. Aランク26円、Bランク25円、Cランク24円、Dランク22円								
平成30年度	下記「1.」の金額とする 1. Aランク27円、Bランク26円、Cランク25円、Dランク23円								
令和元年度	下記「1.」の金額とする 1. Aランク28円、Bランク27円、Cランク26円、Dランク26円								
令和2年度	新型コロナウイルス感染症拡大による現下の経済・雇用への影響等を踏まえ、引上げ額の目安を示すことは困難であり、現行水準を維持することが適当。								
令和3年度	下記「1.」の金額とする 1. A～Dランク全てにおいて28円								
令和4年度	下記「1.」の金額とする 1. Aランク31円、Bランク31円、Cランク30円、Dランク30円								
令和5年度	下記「1.」の金額とする 1. Aランク41円、Bランク40円、Cランク39円								
令和6年度	下記「1.」の金額とする 1. Aランク50円、Bランク50円、Cランク50円								

- (注) 1. 各ランクごとの引上げ額（改定の目安）は、最低賃金（時間額）に対する金額である。
 2. A～Dのランクは、各都道府県の経済実態に基づき区分されたもの。
 3. 平成26年度の最低賃金額の改定の結果、最低賃金が生活保護水準を下回る地域は解消された。

令和6年度 地域別最低賃金 答申状況

都道府県名	ランク	目安額	答申された改定額【円】（※1）	引上げ額【円】	目安差額	発効予定年月日（※2）
北海道	B	50	1010（960）	50	±0	2024年10月1日
青森	C	50	953（898）	55	+5	2024年10月5日
岩手	C	50	952（893）	59	+9	2024年10月27日
宮城	B	50	973（923）	50	±0	2024年10月1日
秋田	C	50	951（897）	54	+4	2024年10月1日
山形	C	50	955（900）	55	+5	2024年10月19日
福島	B	50	955（900）	55	+5	2024年10月5日
茨城	B	50	1005（953）	52	+2	2024年10月1日
栃木	B	50	1004（954）	50	±0	2024年10月1日
群馬	B	50	985（935）	50	±0	2024年10月4日
埼玉	A	50	1078（1028）	50	±0	2024年10月1日
千葉	A	50	1076（1026）	50	±0	2024年10月1日
東京	A	50	1163（1113）	50	±0	2024年10月1日
神奈川	A	50	1162（1112）	50	±0	2024年10月1日
新潟	B	50	985（931）	54	+4	2024年10月1日
富山	B	50	998（948）	50	±0	2024年10月1日
石川	B	50	984（933）	51	+1	2024年10月5日
福井	B	50	984（931）	53	+3	2024年10月5日
山梨	B	50	988（938）	50	±0	2024年10月1日
長野	B	50	998（948）	50	±0	2024年10月1日
岐阜	B	50	1001（950）	51	+1	2024年10月1日
静岡	B	50	1034（984）	50	±0	2024年10月1日
愛知	A	50	1077（1027）	50	±0	2024年10月1日
三重	B	50	1023（973）	50	±0	2024年10月1日
滋賀	B	50	1017（967）	50	±0	2024年10月1日
京都	B	50	1058（1008）	50	±0	2024年10月1日
大阪	A	50	1114（1064）	50	±0	2024年10月1日
兵庫	B	50	1052（1001）	51	+1	2024年10月1日
奈良	B	50	986（936）	50	±0	2024年10月1日
和歌山	B	50	980（929）	51	+1	2024年10月1日
鳥取	C	50	957（900）	57	+7	2024年10月5日
島根	B	50	962（904）	58	+8	2024年10月12日
岡山	B	50	982（932）	50	±0	2024年10月2日
広島	B	50	1020（970）	50	±0	2024年10月1日
山口	B	50	979（928）	51	+1	2024年10月1日
徳島	B	50	980（896）	84	+34	2024年11月1日
香川	B	50	970（918）	52	+2	2024年10月2日
愛媛	B	50	956（897）	59	+9	2024年10月13日
高知	C	50	952（897）	55	+5	2024年10月9日
福岡	B	50	992（941）	51	+1	2024年10月5日
佐賀	C	50	956（900）	56	+6	2024年10月17日
長崎	C	50	953（898）	55	+5	2024年10月12日
熊本	C	50	952（898）	54	+4	2024年10月5日
大分	C	50	954（899）	55	+5	2024年10月5日
宮崎	C	50	952（897）	55	+5	2024年10月5日
鹿児島	C	50	953（897）	56	+6	2024年10月5日
沖縄	C	50	952（896）	56	+6	2024年10月9日
全国加重平均			1055（1004）	51	+1	-

※1 括弧内の数字は改定前の地域別最低賃金額

※2 効力発生日は、答申公示後の異議の申出の状況等により変更となる可能性有

出典：厚生労働省ホームページ（<https://www.mhlw.go.jp/content/11302000/001297510.pdf>）

給与勧告の実施状況等

年度	人事院勧告			勧告の実施状況 (国会決定)	経済社会事情		
	勧告月日	内容 (ベア率)	実施時期		経済成長率 (GDP)	消費者物価 (年平均)	春闘賃上率
20	8月8日	なし	---	---	△ 4.1	1.4	1.99
21	8月11日	△ 0.22	給与法公布日の翌月	勧告どおり	△ 3.6	△ 1.4	1.83
22	8月10日	△ 0.19	給与法公布日の翌月	勧告どおり	1.5	△ 0.7	1.82
23	9月30日	△ 0.23	給与法公布日の翌月	勧告どおり	△ 1.0	△ 0.3	1.83
24	8月8日	なし	※	---	△ 0.1	0.0	1.78
25	勧告なし	---	※	---	2.7	0.4	1.80
26	8月7日	0.27	4月1日	勧告どおり	2.1	2.7	2.19
27	8月6日	0.36	4月1日	勧告どおり	3.3	0.8	2.38
28	8月8日	0.17	4月1日	勧告どおり	0.8	△ 0.1	2.14
29	8月8日	0.15	4月1日	勧告どおり	2.0	0.5	2.11
30	8月10日	0.16	4月1日	勧告どおり	0.2	1.0	2.26
R1	8月7日	0.09	4月1日	勧告どおり	0.0	0.5	2.18
R2	10月7日	なし	---	---	△ 3.2	0.0	2.00
R3	8月10日	なし	---	---	3.0	△ 0.2	1.86
R4	8月8日	0.23	4月1日	勧告どおり	2.5	2.5	2.20
R5	8月7日	0.96	4月1日	勧告どおり	5.0	3.2	3.60
R6	8月8日	2.76	4月1日	---	-	-	5.33

(資料出所) 1. 内閣府(経済成長率(GDP)、名目、対前年比)

2. 総務省統計局(消費者物価指数、対前年比)

3. 厚生労働省(「民間主要企業春季賃上げ要求・妥結状況」、春闘賃上げ率=定昇込み)

※: 国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律に基づき、平成24年4月から給与減額支給措置を実施(平成26年3月まで)